

---

# 墨田区地域福祉計画

～みんな(協治)でつくる人にやさしい福祉のまち～

---

(平成 23(2011)年度～平成 32(2020)年度)

《 概要版 》



平成 23(2011)年 3 月

墨 田 区



## はじめに

近年の地域福祉を取り巻く状況は、大きく変化してきており、平成20年3月には、厚生労働省が設置した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」において、「地域における『新たな支え合い』を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉―」がまとめられ、平成22年8月には、全国各地で発生したいわゆる高齢者の所在不明問題を受け、住民参加のもと、地域住民が安心して生活できる地域づくりのための計画を策定することが求められています。

こうした状況を踏まえながら、この度の「墨田区地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、墨田区基本構想によって示された協治(ガバナンス)の考え方にに基づき、区民の皆様と区との協働による地域福祉の推進を目指して、平成23年度から10年間の地域福祉推進の指針を示すものです。

計画の中では、区民、地域の関係団体・機関の皆様と区が力をあわせて本計画を推進する上での基本となる考え方として、「個人の尊厳を守る」「共に生きる地域をつくる」「協治(ガバナンス)を実行する」という基本理念を掲げています。

また、総務省が行った「生涯学習に関する世論調査」の結果から、ボランティア活動に参加してみたいと考えている人は6割を超えている一方で、きっかけがないために、実際には活動に参加していない人が多いと言われている状況を踏まえ、本計画ではボランティア活動のさらなる促進に向けた施策を多く取り入れています。

計画の策定にあたりましては、福祉関連の各分野で活躍されている方々で組織する「墨田区地域福祉計画推進協議会」で検討を重ねるとともに、区民参加のワークショップ等を開催し、多くの皆様のご参加を得て、精力的にご議論いただきました。

今後、区民の皆様が地域で支えあいながら、いきいきと暮らせますよう、区民の皆様や地域の関係団体・機関の皆様のご協力を得ながら、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

墨田区長 山崎 昇



## 墨田区地域福祉計画に寄せて

「地域福祉」は古くて、新しい福祉の考え方です。しかも地域に対する夢と希望、理想をも含んでいます。「地域」が今の時代の福祉の考え方の基本になりました。その目指す所は、分野を超えた課題を解決するための協働であり、専門機関や行政機関内部の連携はもとより、町会、自治会、あらゆる民間の団体、個人の参加を得て福祉を進めるというものです。協治（ガバナンス）の、福祉分野における具体的な取り組みといえます。

計画策定はかなりハードルの高いものでした。策定には三つの難しさがありました。①カバーする分野が広いこと、②地域福祉計画に児童・高齢・障害者など各分野の福祉を推進する共通基盤の計画としての実質を持たせること、③各分野の対象からはずれた新しく困難な課題を対象とすること、です。そのため計画の策定には、未経験、検討不十分、未知の部分と取り組むことが求められました。そうした中で、この計画が目指したものは、あらゆる福祉課題を視野に入れること、協働することによる問題解決の理念と方法を提示すること、各分野の行動計画の指針となる内容を示すことでした。

広い視野を得るには、各分野に精通した人の目が合わさることが必要です。計画策定にあたっては、種々の会合が持たれましたが、民にも官にも人材に恵まれたと思います。その方々の協力姿勢、墨田区住人への責任感と愛着には教えられること大でした。

策定して終わりではなく、書かれたものを実践し、修正し次の計画策定までの道を歩むことが必要です。昨今、新しい公共ということが言われています。「新しい公」を作り出すために、役所も住民も変わってゆくことが求められます。役所は縦割りによる合理性追求からさらに進歩した、包括的要素を各部門が持ち合う、そうした仕組みへの変化が求められます。民間に求められることは、行政サービスに頼りすぎず、自ら愛する家族と友人が暮らす近隣の福祉のために、あらゆる機関、団体、個人と協働してゆくことです。合意形成のための努力と経験の積み重ねをしてゆくことです。ボランティアズムから発した人々、団体の協働が行われる墨田区の福祉を次世代に伝えてゆきたいと思います。

平成23年3月

墨田区地域福祉計画推進協議会会長 野原 健治



## 目 次

計画策定の背景と目的 .....	1
地域福祉・地域福祉計画とは？ .....	1
計画の性格と位置づけ .....	2
計画期間 .....	2
計画の策定体制 .....	2
区民参加による計画づくり .....	3
取り組みの体系図 .....	4
計画の推進主体 .....	5
優先的取り組み .....	6
基本目標 1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる .....	8
基本目標 2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する .....	10
基本目標 3 区民の積極的な地域活動を進める .....	12
基本目標 4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する .....	15
計画の推進体制 .....	19
付属資料一体系表 .....	20





## 計画策定の背景と目的

墨田区は昔から下町らしい人情のあふれたまちとして、隣近所での相互扶助が日常的に行われてきたまちです。また、家族や親族で支える中小企業が多いことから、家族・親族間のつながりも強く、互いに助けあってきたまちです。しかしながら、経済構造の変化、人々の活動範囲の広域化、高層住宅や新しい住民の増加等の中で、そうした助けあい、支えあう地域や家族のきずなが、墨田区においても徐々に希薄になり、家族や地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。

そのため、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が急激に進行する中で、墨田区においても、高齢者の孤立死や子どもの虐待をはじめ、さまざまな問題が多くなってきています。

こうした地域の諸問題の解決や防止には、区が各種の福祉保健の施策や施設の充実を図っていくとともに、区民、地域団体、社会福祉法人等の地域に存在する多様な主体が、区とともに、お互いに連携・協力して、行動していくことが必要です。

本計画は、区が平成12年度に行った「すみだ やさしいまち」宣言に基づき、人と人のふれあいを大切にしてお互いを支えあう「人にやさしいまち」の実現をめざして、協治（ガバナンス）の考え方にに基づき家族や地域社会のきずなの再生や孤立死・虐待などが発生しない福祉のまちづくりを進めていく、今後10年間の墨田区の地域福祉の方向を示すものです。

## 地域福祉・地域福祉計画とは？

地域に暮らす人々のニーズが多様化・複雑化する中、公的サービスだけでは対応することが難しい課題や、制度をまたがる複合的な課題、制度の谷間になっている課題などが生じています。

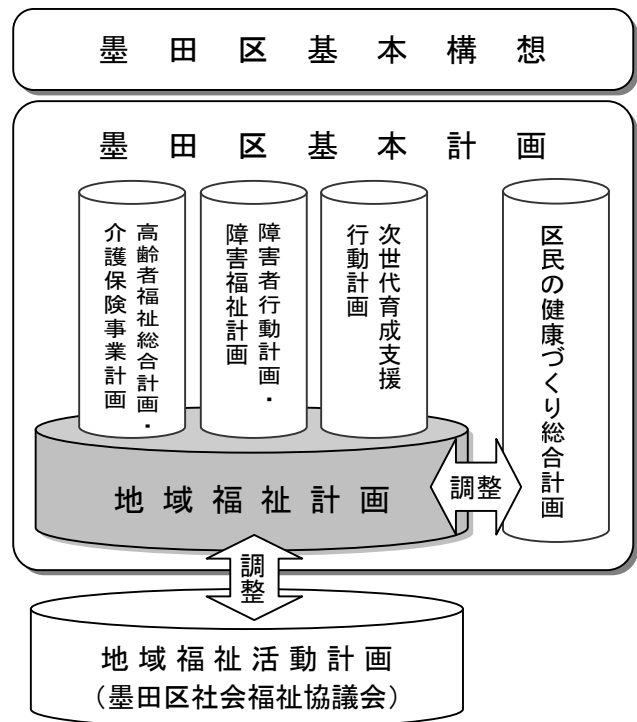
こうした課題を解決するためには、地域の人と人とのつながりが欠かせません。地域で暮らす住民同士の支えあい・助けあいを推進するとともに、地域に存在する多様な主体が連携・協働することにより、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくこと、それが「地域福祉」です。

「地域福祉計画」は、地域のさまざまな課題の解決にむけて、地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画です。区民、地域の関係団体・機関、区が、それぞれの役割の中で、お互いを「知り」、お互いが「つながり」つつ、ともに「行動する」ための方策について、方向性を示していきます。

## 計画の性格と位置づけ

本計画は、次の(1)から(3)の性格と位置づけをもつ計画として策定します。

- (1) 区民、地域の関係団体・機関、区がそれぞれの役割を明確に認識し、互いに協働しながら地域福祉を推進するための基本指針を示す計画
- (2) 墨田区における福祉分野の部門別に策定している各個別計画の基礎となる福祉計画であるとともに、これら個別計画や区民の健康づくり総合計画、及び墨田区社会福祉協議会の地域福祉活動計画間を総合調整し、計画相互の有機的連携を図る計画
- (3) 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」



## 計画期間

平成23(2011)年度からの10年間、平成32(2020)年度までを計画期間とします。このうち、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度の5年間を前期計画期間、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までを後期計画期間とし、前期計画期間が終了する平成27(2015)年度までに、計画の見直しを行います。

## 計画の策定体制

本計画は、地域福祉を推進している団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉計画推進協議会」及びその下部組織として設置した「墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会」における協議・検討を通じて、策定を行いました。

庁内においては、「墨田区地域福祉計画推進本部」「墨田区地域福祉計画推進本部幹事会」「墨田区地域福祉計画推進ワーキンググループ」を設置し、関連部署間の連絡調整等を密にし、全庁をあげた取り組みを進めました。

## 区民参加による計画づくり

本計画は、ワークショップの開催や、拡大作業部会の設置・開催、「墨田区地域福祉計画 中間のまとめ」の公表とパブリック・コメントの募集などを通じ、実際に地域福祉を担う区民や地域の関係団体・機関の方の参画を得て、区との協働のもと、計画の策定を進めました。

### 1 ワークショップの開催

墨田区に対する想いを語りあうことを通じて、地域の課題の解決にむけて区民、関係機関、区がともに考えていくきっかけをつくること、新たな地域福祉計画のコンセプトづくりの参考とすることを目的として、平成 22 年 6 月 12 日（土）、『地域について語り合おう』と題したワールド・カフェ方式によるワークショップを開催しました。



### 2 拡大作業部会の設置・開催

地域福祉について、地域の関係者、区がともに考える場として、平成 22 年 6 月～8 月にかけて、拡大作業部会を開催しました。

拡大作業部会では、地域福祉にかかわるテーマを 5 つ取り上げ、テーマごとに関心の高い地域の関係者の参加のもと、現状に関する認識の共有や課題解決のために必要な取り組みなどについての検討を行いました。

### 3 中間のまとめの報告及びワークショップの開催



平成 22 年 11 月にまとめた「墨田区地域福祉計画 中間のまとめ」について報告し、内容に対する区民の意見を把握すること、今後の墨田区の地域福祉推進について考え、意見や情報の交換・交流を図ることを目的として、平成 22 年 12 月 11 日（土）に、地域福祉推進ワークショップ『みんな（協治）で考える人にやさしい福祉のまち』を開催しました。

# 取り組みの体系図

## 基本理念

個人の尊厳を守る

共に生きる地域をつくる

協治（ガバナンス）を実行する

## 基本目標

1  
区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

2  
区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

3  
区民の積極的な地域活動を進める

4  
区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する

## 基本的視点

地域生活を支えるしくみづくり

地域生活を支えるサービスづくり

地域福祉を進める担い手づくり

地域社会を育てる体制づくり

## 取り組み項目

- (1) 地域の中で共に生きる意識を高める(8ページ)
- (2) 誰もが移動しやすいまちをつくる(9ページ)
- (3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する(9ページ)

- (1) 地域の相談支援体制を充実する(10ページ)
- (2) 支援が必要な人の権利を守る★(10ページ)
- (3) 福祉サービスの量と質を確保する(11ページ)
- (4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する(11ページ)

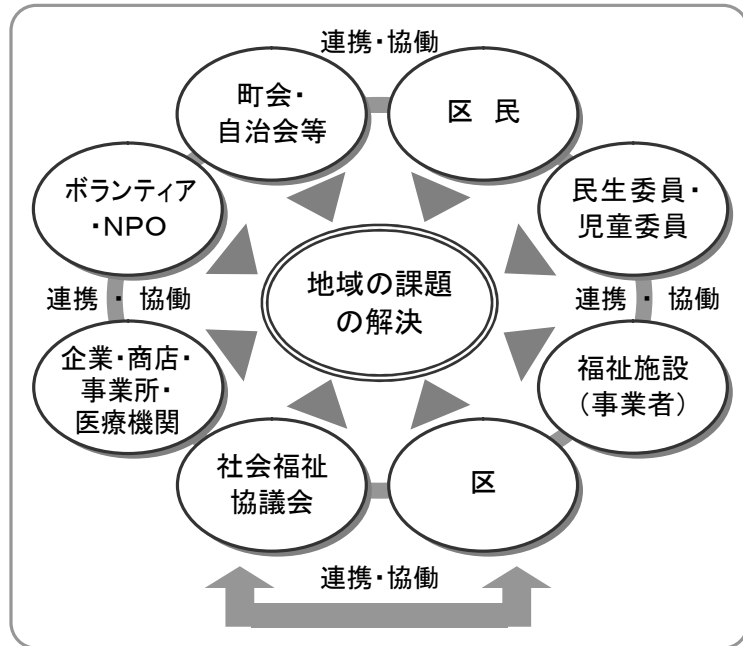
- (1) 福祉の施策や活動に関する情報を伝える★(12ページ)
- (2) 地域福祉に関する学びあいを推進する★(12ページ)
- (3) 地域福祉の担い手を育成・支援する★(13ページ)
- (4) 地域活動を活性化する(14ページ)

- (1) 日ごろからの地域のつながりをつくる(15ページ)
- (2) 地域における見守り活動を推進する★(15ページ)
- (3) 地域をつなぐ協働のしくみをつくる★(16ページ)

★印は、優先的取り組み

# 計画の推進主体

地域福祉を推進していくためには、区民、町会・自治会等、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、企業・商店・事業所・医療機関、社会福祉協議会、区それぞれが、地域福祉の重要な担い手であることを認識するとともに、その役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことが重要です。



区民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の福祉に関心をもつ</li> <li>・できることから暮らしやすい地域づくりを心がける</li> </ul>
町会・自治会等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の地域生活を支える活動を推進する</li> <li>・支援が必要な人や地域の課題を、サービス・支援・活動につなぐ</li> </ul>
ボランティア・NPOの役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組んでいる活動の内容を充実する</li> <li>・地域福祉の各推進主体と連携・協働し、活動を主体的に推進する</li> </ul>
民生委員・児童委員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の身近な相談役、地域住民と区等の橋渡し役となる</li> <li>・住民同士の支えあい・助けあい活動の核として活動を推進する</li> </ul>
福祉施設(事業者)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いサービスを提供する</li> <li>・地域に必要なサービスを創出する</li> </ul>
企業・商店・事業所・医療機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事を通じて気づいた地域の課題を、専門機関や区等につなぐ</li> <li>・ノウハウや人材を活かして地域福祉活動を推進する</li> </ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の活動を促進する</li> <li>・地域のニーズ・課題を明確にし、その解決にむけた活動・サービス事業を開発・企画、実施する</li> <li>・本計画を区と共に推進する</li> <li>・地域福祉の推進主体間を調整、ネットワーク化する</li> </ul>
区の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を総合的に推進、公的福祉サービスを適切に運営する</li> <li>・地域福祉推進のための基盤を整備する</li> <li>・地域福祉の推進主体間の連携・協働のしくみをつくる</li> <li>・区の各分野の施策と本計画との整合性を図る</li> </ul>

## 優先的取り組み

今日、ひきこもり、孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力などの社会的孤立や孤独、そして、ホームレス、路上死、外国人とのあつれきなどの社会的な疎外、排除や摩擦の問題が地域社会において進行しています。

こうした見えにくい問題を地域の中で見える形とするためには、地域福祉の課題として緊急に取り組むことが求められます。そこで、特に次の取り組みを本計画の優先的な取り組みとし、区や社会福祉協議会を中心に、重点的に事業や活動の展開を図っていきます。

### 1 地域における見守り活動の推進

地域のさまざまな主体が参加・連携して、多くの区民等が参加できる地域見守り活動を推進します。

#### 【 主な事業・活動 】

- 高齢者みまもり相談室の全区展開 （高齢者福祉課）
- 小地域福祉活動実践地区の拡大促進 （社会福祉協議会・厚生課）
- 地域福祉施設等の見守り活動 （地域福祉施設、企業・商店・医療機関等）

### 2 福祉教育の推進と地域福祉の担い手の育成・支援

福祉ボランティア活動への参加を促進する福祉教育を推進するとともに、地域福祉活動を推進する地域人材の育成や支援を強化していきます。

#### 【 主な事業・活動 】

- 各世代ごとの、段階的・継続的な福祉教育プログラム体系の整備  
（社会福祉協議会、学校・教育委員会）
- 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成 （区民、社会福祉協議会）
- 社会貢献型後見人（市民後見人）の育成 （社会福祉協議会・厚生課）
- 民生委員・児童委員やボランティアグループなどへの支援強化  
（社会福祉協議会・厚生課）

### 3 地域福祉プラットフォームづくり

地域の課題に応じて、地域福祉の担い手や関係者・機関が集まり、課題解決にむけた情報交換や話しあいを行いながら連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進します。

#### 【 主な事業・活動 】

- 課題別プラットフォームの形成促進（課題に応じた関係機関・団体等）
- 区内相談機関と地域住民活動との連携強化  
（区関係各課、社会福祉協議会、各相談機関、民生委員・児童委員等）

### 4 地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進

地域福祉の活動が、広く区民、区内の各地区、諸団体に取り組みられるように、地域福祉に関する情報の周知、理解・参加の促進を、多様な方法で図っていきます。

#### 【 主な事業・活動 】

- （仮称）地域福祉・ボランティアフォーラムの開催（厚生課・社会福祉協議会等）
- 地域福祉に関する情報の発信（厚生課・社会福祉協議会）
- 民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等相談・支援機関のPR強化  
（区関係各課・社会福祉協議会等）

※（ ）内は主な推進主体

# 基本目標 1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

## 1 地域の中で共に生きる意識を高める (ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)

人それぞれの個性を互いに尊重し、誰もが地域社会の一員として共に支えあう意識を高める各種の啓発や、交流・支援活動を実施します。

◆ 区民	○ 区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに積極的に参加し、交流を広げます。
◆ 地域団体、福祉施設（事業者）	○ 交流活動を自ら実施するとともに、区や他の団体・施設・事業者が実施する活動にも参加します。
◆ 区、社会福祉協議会	○ 人権意識、共生意識を高める事業やさまざまな交流・支援事業を実施していきます。 ○ 区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに、区民が参加しやすい体制づくりに努めます。

### <活動事例 障害者の自主生産品等の共同販売>

区の施設等を使って、障害者が福祉作業所等で自主生産した品物を販売することにより、障害児・者の社会参加、就労訓練、生きがいつくりなどを進めるとともに、協働意識を高めます。

◆ 区民、地域団体等：積極的に販売コーナーを訪れ、販売されているものの購入や販売支援を行うことで、障害者との交流を深め、誰もが共に生き、社会的自立をめざしていることへの理解を深めます。

◆ 福祉施設（事業者）：積極的に自主生産品の共同販売事業に参加し、交流等を進めます。

◆ 区：区の施設を積極的に提供して、販売コーナーの設置等を進めます。








## 2

## 誰もが移動しやすいまちをつくる

## (ユニバーサルデザインのまちづくり)

公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動に困難を抱えている人に対して積極的に支援をする地域をつくります。

◆区民	○まちで困っている人をみかけたら声をかけ・手助けをする、自転車は自転車置き場に止めるなど、誰もが外出しやすい環境となるよう、できることから取り組みます。	
◆商店・事業所	○店舗等のバリアフリー整備を行います。整備ができない場合は、お困りの方に手を貸すなどの行動を行います。	
◆区	○道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進・支援するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備にむけた区民の意識啓発やまちのバリアフリー情報の発信を行っていきます。	

## 3

## 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する

高齢者や障害者、子どもなどの要援護者が犯罪にあわないよう、また、災害時に救助されるように、地域の支援体制を整備します。

◆区民	○町会・自治会で実施している防犯・防災活動に参加します。 ○日ごろの取り組みの中から、地域の高齢者や障害者、子どもなどの要援護者の把握に努め、犯罪の抑制にむけた取り組みを実施するとともに、災害時には救助等の支援を行います。
◆町会・自治会等	○防災訓練や防犯パトロールを実施し、地域住民の参加を促します。 ○災害時要援護者サポート隊の結成・活動に努めます。 ○住民が参加しやすい体制づくりに努めます。
◆区	○災害時要援護者支援体制の整備や、高齢者や障害者、子どもなどが犯罪にあわないための支援体制を整備します。

## 基本目標 2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する


### 1 地域の相談支援体制を充実する

さまざまな地域の問題について、誰もが利用しやすい相談体制と問題に迅速に対応・解決するシステムの整備を推進します。

◆ 区民	○問題について、どこへ、誰に相談すればよいか、地域の相談窓口や民生委員・児童委員について理解を深めます。
◆ 民生委員・児童委員	○地域の相談支援機関や民生委員・児童委員等の活動を周知します。 ○地域で支援を必要としている人を相談支援機関に速やかにつなぎます。
◆ 福祉施設（事業者）、社会福祉協議会	○相談機関における相談機能の充実を図ります。 ○地域の関係機関間の連携や職員の資質向上を図り、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたります。
◆ 区	○区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制を整備します。

### 2 支援が必要な人の権利を守る

福祉サービスを必要とする区民の権利を守ります。また、適切にサービスが利用できる支援体制を整備します。

◆ 区民	○認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守る、成年後見制度についての理解を深めます。	
◆ 民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）	○判断能力が不十分な人を必要な支援につなぎます。	
◆ 社会福祉協議会	○福祉サービスの利用支援「地域福祉権利擁護事業」や身体・知的・精神の障害により、自分で財産の保全が困難である方などの「財産保全サービス」、「成年後見制度利用支援事業」、福祉サービス利用に関する「苦情対応」などの支援を総合的・一体的に行います。	
◆ 区	○区民の権利が守られるよう、適切な政策を立て、各主体者の活動の支援等に努めます。	

### 3 福祉サービスの量と質を確保する

福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択できるよう、サービスの質と量を確保し、適切に選択・利用できるようにします。

◆ 区民	○地域の課題を解決するための活動に協力・参加します。
◆ 地域団体	○得意分野を活かし、区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。
◆ 福祉施設 (事業者)	○専門性を発揮して、質の高い福祉サービス事業を提供します。 ○区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。 ○サービスの担い手の研修や活動・サービスに対する評価を通じて、活動・サービスの質の確保に取り組みます。
◆ 社会福祉 協議会	○地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進します。 ○地域の課題を解決するために必要な新たな活動やサービスの研究・開発に取り組みます。
◆ 区	○福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択できるシステムの整備に努めます。

#### <活動事例 ミニサポート事業>

高齢者や障害者が地域で自立した生活を続けられるよう、日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問して対応するサービスです。

電球や蛍光灯の交換、ブレーカー落ちの復旧、小さな家具の移動、季節の衣替え、体調を崩した時の近所への買い物、火災警報器の取付けや入退院時の荷物の介助などの困りごとをお手伝いしています。利用者からは「部屋が明るくなって嬉しかった」「重い家具が動かせて助かった」と喜ばれています。



### 4 生活に困難を抱えている人の自立を支援する


地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者を支援します。

◆ 区民	○区民一人ひとりが、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。
◆ 地域団体、福祉 施設 (事業者)	○生活困窮者が自立した地域生活に戻れるよう、もしくは続けられるよう支援します。
◆ 区、社会福祉協 議会	○生活に困窮している区民への生活相談を実施し、生活保護や貸付等、必要とする支援を実施していきます。

## 基本目標 3 区民の積極的な地域活動を進める

### 1 福祉の施策や活動に関する情報を伝える

地域福祉に関する施策や活動についての情報が、その情報を必要とする人や、それを知れば活動に参加したいと考えている人に届くよう、各主体が多様な手段で伝達に努めます。

◆ 区民	○ 地域福祉に関する施策や活動についての情報を積極的に入手し、地域福祉についての理解を深めます。	
◆ 地域団体、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会	○ 自身がもつ情報発信手段を活用して、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知活動を推進します。	
◆ 区	○ 区民や地域団体等が地域福祉活動を行っていくために必要な情報を積極的に提供していきます。	

### 2 地域福祉に関する学びあいを推進する

地域、企業、社会福祉協議会、教育委員会などの各主体が連携を図り、子どもから高齢者までの各世代において、さまざまなテーマで福祉教育を推進し、区民の地域福祉への理解・関心とボランティア活動などへの参加を促進していきます。

◆ 区民	○ 福祉教育の機会に積極的に参加し、地域の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を解決する行動力を養います。
◆ 地域団体	○ 活動を通じて、区民の福祉意識の啓発や体験を通じた学習機会の提供を進めます。
◆ 福祉施設（事業者）	○ 施設の地域開放など、区民が福祉を身近に感じられる機会を積極的につくります。 ○ 地域のボランティアや小・中学生等の体験学習等の受け入れを促進し、体験を通じた学習機会を提供します。
◆ 社会福祉協議会	○ 学校との連携を強化し、小学校から高校まで、学校における福祉教育を推進します。 ○ 各種講座や体験プログラムの開催等を通じて、区民の福祉に対する理解と関心を高めます。

◆ 社会福祉協議会	○地域の関係機関・団体等との連携・協働により、福祉教育プラットフォームの形成を推進します。
◆ 区	○区立学校の教育プログラムにおいて、社会福祉協議会などと連携して、福祉教育を推進します。 ○福祉教育プラットフォームの形成を支援します。

### 3 地域福祉の担い手を育成・支援する

民生委員・児童委員やボランティアセンターの登録者などが十分に活動できるように、地域全体で支援します。また、町会・自治会などの小地域で福祉活動を担う人材を育成・支援します。

◆ 区民	○自らの知識や経験を活かして、できることから地域福祉活動に取り組みます。 ○民生委員・児童委員について理解を深め、その活動に協力します。
◆ 地域団体	○イベントや講座、地域の行事の開催などの活動を通じて、地域福祉の担い手となる区民を発掘し、活動につないでいきます。
◆ 福祉施設（事業者）	○事業や活動へのボランティア受け入れなどを通じて、ボランティア等の地域福祉人材を発掘・育成します。
◆ 社会福祉協議会	○各種講習講座等の開催を通じて、幅広い世代のボランティア確保・育成を推進します。 ○学校と連携して、次代の地域福祉の担い手となる生徒・学生のボランティア活動を促進します。 ○小地域福祉活動に取り組むグループを育成します。 ○小地域福祉活動を実践する人の中から、その活動の核となる小地域福祉活動のリーダーを育成します。
◆ 区	○民生委員・児童委員に関する支援やPRを行うとともに、社会福祉協議会をはじめとする地域団体の事業・活動を支援します。

#### <活動事例 手話・音訳・点訳等の講習事業>

障害者に対するボランティア活動では、さまざまな技術を身に付けることが活動への第一歩です。聴覚障害者とのコミュニケーション手段としての手話、視覚障害者には録音テープを作成することや文字を点字に変換して情報提供をするなど、その技術を習得しないとできない活動があります。ボランティアセンターでは、その技術を学ぶための講習会を毎年開催しています。

手話講習会



## 4 地域活動を活性化する

地域活動に多くの区民が参加するよう、地域全体で推進していきます。

◆区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町会・自治会活動など、地縁型の活動への理解を深め、積極的に参加します。</li> <li>○ボランティアやNPO等が行う地域活動に協力・参加します。</li> <li>○活動の場の提供、募金や寄付等により、地域活動を支援します。</li> </ul>
◆町会・自治会等、地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の住民に町会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組みます。</li> <li>○町会に属している住民とマンション等の自治会に属している住民間の交流や情報交換を推進します。</li> <li>○さまざまな地域活動を主体的に実践・推進します。</li> <li>○地域団体間や福祉施設等の関係機関との交流や連携を促進します。</li> </ul>
◆福祉施設(事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の専門性を活かして、地域活動に取り組みます。</li> <li>○活動の場の提供や施設備品の貸し出しなどにより、地域活動を支援します。</li> </ul>
◆社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアのコーディネート機能を充実し、住民活動やボランティア活動を促進します。</li> <li>○地域団体、福祉施設等が交流や連携できる機会をつくります。</li> <li>○それぞれの地域の実情にあった活動プログラムの提案や、活動の場の提供等を通じて、地域福祉活動を支援します。</li> </ul>
◆区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動に多くの区民が参加するよう支援・促進事業を推進します。</li> </ul>

## 基本目標 4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する

### 1 日ごろからの地域のつながりをつくる

あいさつや声かけなど、日常の行いを通じて近隣住民との関係を築き、その輪を広げていくことで、地域とつながりがある人を増やしていきます。

◆区民	○あいさつや声かけを積極的に行って、困ったときに助けあえる隣人関係を築きます。
◆町会・自治会等	○小地域福祉活動等、地域の実情にあった福祉活動を推進します。
◆福祉施設 (事業者)	○地域の方々が気軽に集まれるようなイベントを実施します。
◆区、社会福祉協議会	○近隣住民がつながりをつくる取り組みを支援します。

### 2 地域における見守り活動を推進する

地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を整備し、その活動内容を地域住民に周知します。また、町会・自治会などの小地域での地域見守り活動を推進し、重層的な地域見守りネットワークを構築していきます。

◆区民	○手助けや支援を必要とする方を認識した場合は、日常生活の範囲で見守りを行います。 ○異変を感じた場合は、高齢者みまもり相談室やその他の福祉関係施設に情報提供を行います。
◆福祉施設等 (事業者)	○区民から情報提供を受けた場合は、高齢者みまもり相談室や区への橋渡しを行います。
◆区、社会福祉協議会	○区は社会福祉協議会と連携を図り、見守りネットワークを構築します。

### 3 地域をつなぐ協働のしくみをつくる

地域で活動しているさまざまな個人、団体が、地域課題の解決にむけて連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進していきます。

◆区民、町会・自治会、地域団体	○地域における福祉課題解決にむけたプラットフォーム形成の主体となります。
◆福祉施設（事業者）	○プラットフォームの一員となり、専門的な意見、過去の実例など、地域における課題解決にむけた支援を行います。
◆社会福祉協議会	○地域の課題に応じたプラットフォームの形成を推進します。
◆区	○地域プラザや区民活動センターなど、地域課題を協議する場を整備します。 ○地域の課題に応じたプラットフォームの形成を支援します。



### <活動事例 高齢者みまもり相談室>

墨田区は、平成22年7月に人口が25万人を超え、65歳以上の高齢者人口は約5万3千人で、高齢化率も21%に達しています。単身や高齢者のみで暮らす高齢者は約3万4千人で、全体の64%に上ります。

高齢者の増加や核家族化の進展に伴い、『老々介護』や『認認介護』という言葉で表現されるように、高齢者が高齢者を、認知症のある人が認知症の人を介護する状態も起きてきています。また、家族や地域とのつながりが希薄化する中、地域社会から孤立しやすい高齢者も増えており、悪徳商法や振り込め詐欺の被害を被ったり、孤立死などの問題も発生しています。

その一方で、「安心して住み続けられるまちづくり」をめざして、町会・自治会、老人クラブによる見守り活動や、社会福祉協議会による小地域福祉活動・ふれあいサロン活動が区内各地で展開され、民生委員、介護保険相談員、地域包括支援センター等がさまざまな相談・支援を行っています。

このような中、高齢者みまもり相談室を平成21年度に文花、22年度に緑に開設しました。高齢者みまもり相談室では、高齢者本人や家族、地域からの相談や通報に対応するほか、地域とのつながりが薄く、何らかの支援が必要でありながら支援の手が届いていない高齢者を発見し、必要なサービスの提供や関係機関につながるよう支援していきます。

また、町会・自治会、老人クラブ、小地域福祉活動団体をはじめとする地域組織が行っている見守り・声かけ運動を支援したり、あるいは地域の福祉力の創出にむけて働きかけたりし、高齢者を支える地域と社会資源を結びつけるネットワークづくりに取り組んでいます。



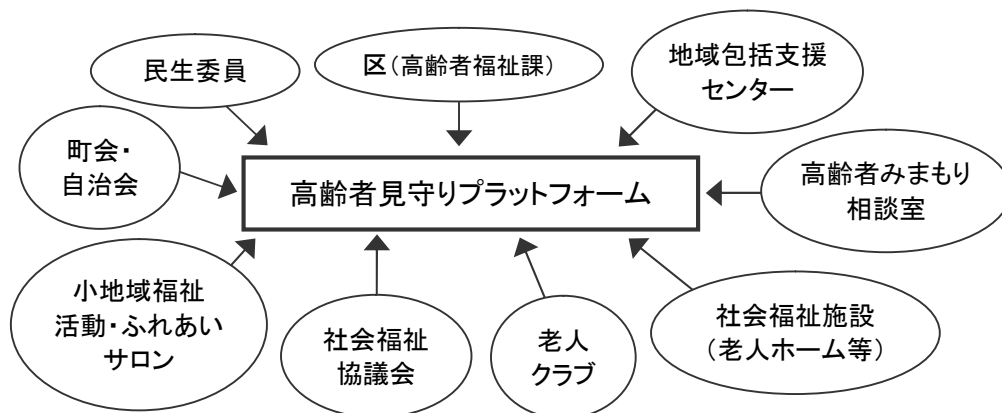
みどり高齢者みまもり相談室と「江東橋四丁目ふれあい福祉委員」の皆さんと社会福祉協議会の方との交流



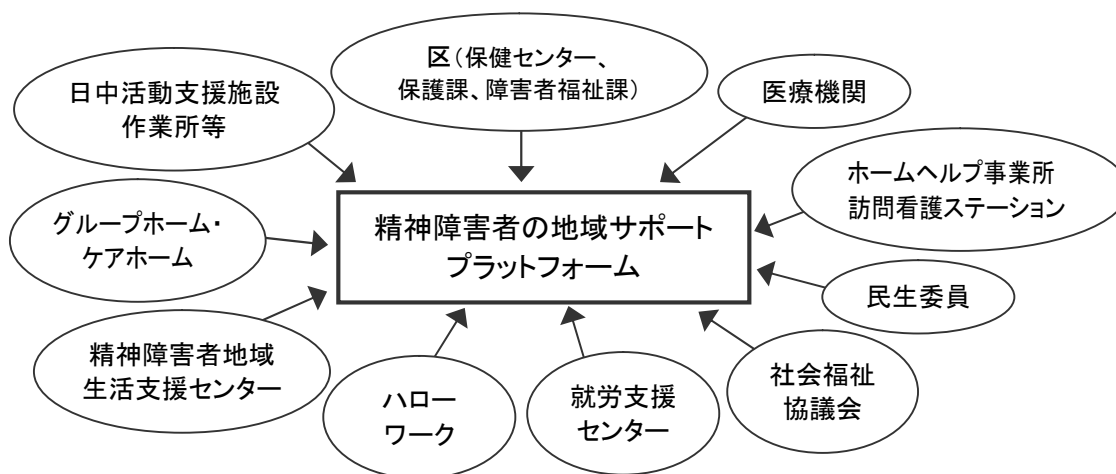
文花高齢者みまもり相談室が地域住民にむけて、みまもり講座を開催

<テーマごとのプラットフォーム イメージ図>

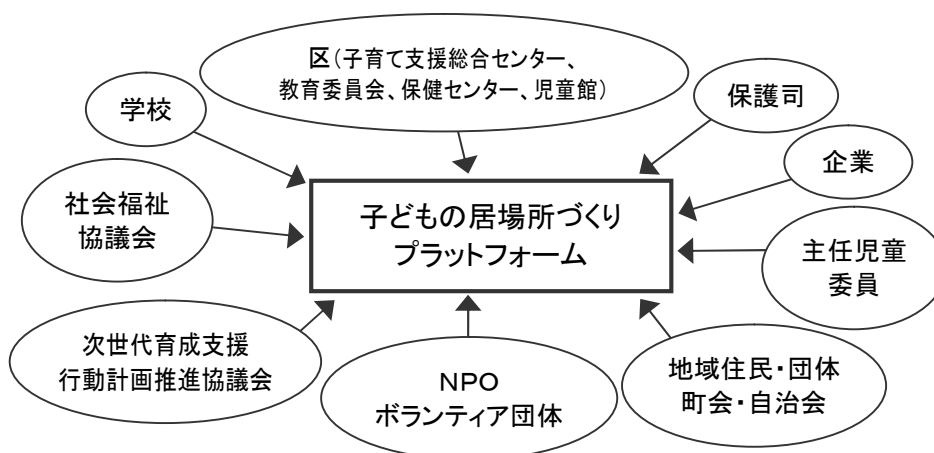
高齢者見守りネットワークのプラットフォーム



精神障害のある人たちへの地域サポートを考えるプラットフォーム



子どもの居場所づくりを考えるプラットフォーム



# 計画の推進体制

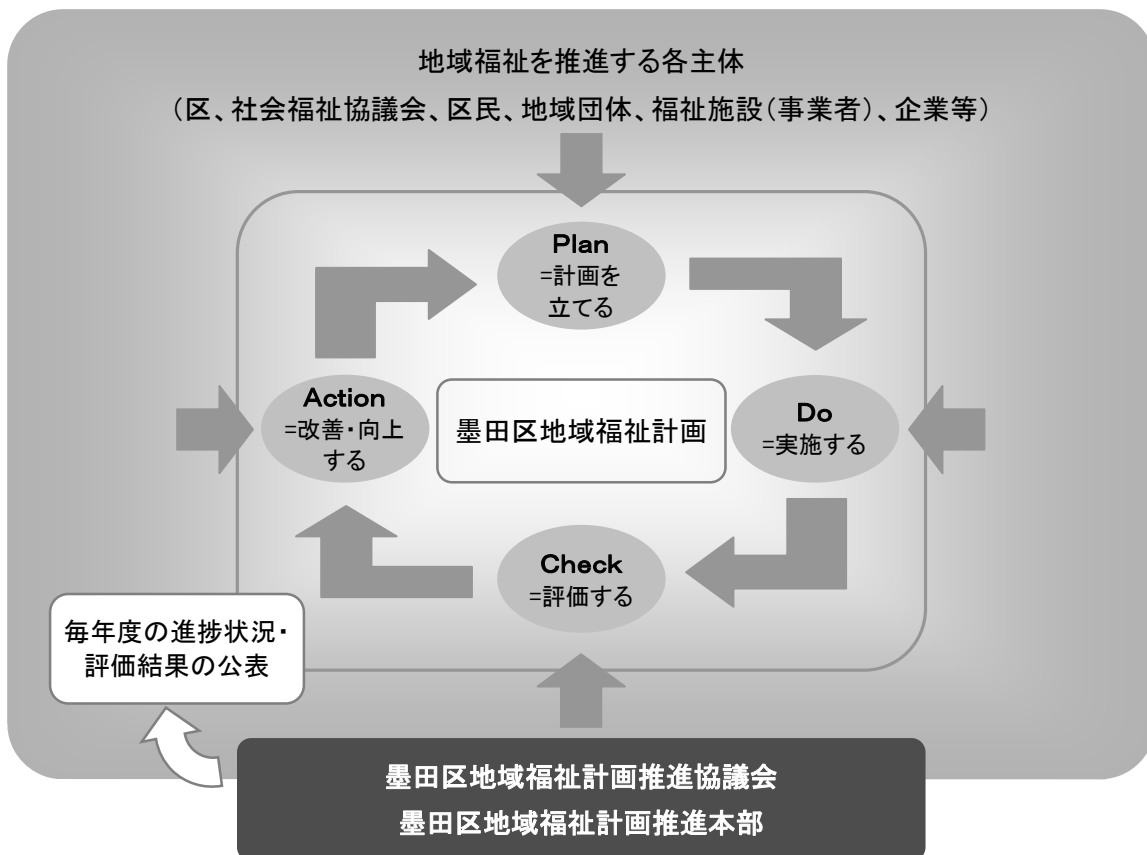
## 1 計画の周知、理解・共有の推進

区は、計画期間を通して、社会福祉協議会などとともに、各種の会合、事業実施の際などあらゆる機会を捉えて、計画の周知と計画への理解を得ることに努力します。特に計画推進の初年度に多くの区民や団体に知っていただくことが大切であることから、平成 23 年度は、年度の早い時期に、多くの区民・団体に参加を呼びかけて、（仮称）地域福祉・ボランティアフォーラムを開催し、計画の周知・共有と推進のための意見交流等を行います。

## 2 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗状況は、墨田区地域福祉計画推進協議会と墨田区地域福祉計画推進本部において毎年度把握し、評価を行います。

進捗状況及び評価結果は、ホームページに公表するものとします。地域福祉を推進する各主体者は、評価結果を参考にしてそれぞれの翌年度の事業や活動に反映させていくものとします。



## 付属資料一体系表

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	(1) 地域の中で共に生きる意識を高める (ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)	地域の中で共に生き、支えあっていこうという意識が地域に根付き、誰もが疎外・差別されることなく暮らしています。	人それぞれの個性を互いに尊重し、誰もが地域社会の一員として共に支えあう意識を高める各種の啓発や、交流・支援活動を実施します。
	(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる (ユニバーサルデザインのまちづくり)	誰もが移動しやすい墨田区内になっています。	公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動に困難を抱えている人に対して積極的に支援をする地域をつくりまします。
	(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する	要援護者が犯罪にあわず、災害時に救助される地域の支援体制が確立されています。	高齢者や障害者、子どもなどの要援護者が犯罪にあわないよう、また、災害時に救助されるように、地域の支援体制を整備します。

各主体が担う役割	平成 27 年度までの到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに積極的に参加し、交流を広げます。</li> <li>◆ 地域団体、福祉施設（事業者）：交流活動を自ら実施するとともに、区や他の団体・施設・事業者が実施する活動にも参加します。</li> <li>◆ 区、社会福祉協議会：人権意識、共生意識を高める事業やさまざまな交流・支援事業を実施していきます。／区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに、区民が参加しやすい体制づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 人権啓発事業や障害児・者等に対する理解を促進する活動が盛んに行われています。</li> <li>◆ 障害者の自主生産品等の常設の販売コーナーが設置され、地域との交流が広がっています。</li> <li>◆ 地域の中で共に生き、社会的自立をめざす意識が高まり、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づく交流・支援活動が展開されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 人権の啓発</li> <li>◆ 障害や障害者への理解の促進</li> <li>◆ 障害者の自主生産品等の共同販売</li> <li>◆ 障害者の就労支援</li> <li>◆ 精神障害者への退院促進支援</li> <li>◆ 障害児の社会参加と家族への支援</li> <li>◆ ソーシャル・インクルージョンの考え方の普及・啓発</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：まちで困っている人をみかけたら声をかけ・手助けをする、自転車は自転車置き場に止めるなど、誰もが外出しやすい環境となるよう、できることから取り組みます。</li> <li>◆ 商店・事業所：店舗等のバリアフリー整備を行います。整備ができない場合は、お困りの方に手を貸すなどの行動を行います。</li> <li>◆ 区：道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進・支援するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備にむけた区民の意識啓発やまちのバリアフリー情報の発信を行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ユニバーサルデザインによる対応が、公共施設及び大規模民間施設で広く進んでいます。</li> <li>◆ 中小規模の民間施設において、区の助成金制度の活用などにより、バリアフリー化対応の整備が進んでいます。</li> <li>◆ まちで移動に困っている人に積極的に声をかける人や障害物の除去に配慮する人の割合が高まっています。</li> <li>◆ バリアフリーに関する情報が広く共有されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 福祉のまちづくり施設整備への助成</li> <li>◆ バリアフリーマップの作成・運営</li> <li>◆ 公共サインの整備</li> <li>◆ 道路のバリアフリー整備</li> <li>◆ 公園等の公衆トイレの整備</li> <li>◆ 公園出入口のバリアフリー</li> <li>◆ 歩道の新設・拡幅</li> <li>◆ 心のバリアフリーの普及・啓発と実践</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：町会・自治会で実施している防犯・防災活動に参加します。／日ごろの取り組みの中から、地域の高齢者や障害者、子どもなどの要援護者の把握に努め、犯罪の抑制にむけた取り組みを実施するとともに、災害時には救助等の支援を行います。</li> <li>◆ 町会・自治会等：防災訓練や防犯パトロールを実施し、地域住民の参加を促します。／災害時要援護者サポート隊の結成・活動に努めます。／住民が参加しやすい体制づくりに努めます。</li> <li>◆ 区：災害時要援護者支援体制の整備や、高齢者や障害者、子どもなどが犯罪にあわないための支援体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日ごろの取り組みを通じて、要援護者が犯罪や災害の被害にあわないよう行動していく意識が地域で高まっています。</li> <li>◆ 災害時に要援護者を救助できるように、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づく支援体制が整備され、多くの人に周知されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防犯パトロール用品の配布</li> <li>◆ 地域安全マップの作成</li> <li>◆ 要援護者への災害時支援体制の整備</li> <li>◆ 災害時要援護者サポート隊の結成・活動支援</li> <li>◆ 災害ボランティア活動体制の整備</li> </ul>

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">2</p> 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	<p>(1)地域の相談支援体制を充実する</p>	<p>身近な窓口でさまざまな問題に関する相談が気軽にできるようになっており、また、迅速に対応・解決できる体制が確立されています。</p>	<p>さまざまな地域の問題について、誰もが利用しやすい相談体制と問題に迅速に対応・解決するシステムの整備を推進します。</p>
	<p>(2)支援が必要な人の権利を守る</p>	<p>福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを利用して地域で安心して暮らしています。</p>	<p>福祉サービスを必要とする区民の権利を守ります。また、適切にサービスが利用できる支援体制を整備します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：問題について、どこへ、誰に相談すればよいか、地域の相談窓口や民生委員・児童委員について理解を深めます。</li> <li>◆ 民生委員・児童委員：地域の相談支援機関や民生委員・児童委員等の活動を周知します。／地域で支援を必要としている人を相談支援機関に速やかにつなぎます。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）、社会福祉協議会：相談機関における相談機能の充実を図ります。／地域の関係機関間の連携や職員の資質向上を図り、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたります。</li> <li>◆ 区：区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携が強化されています。</li> <li>◆ 区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制が検討され、整備が進められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区内の相談機関相互の連携強化</li> <li>◆ 地域包括支援センター</li> <li>◆ 高齢者みまもり相談室</li> <li>◆ 子育て支援総合センター</li> <li>◆ 精神保健相談（こころの健康相談）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守る、成年後見制度についての理解を深めます。</li> <li>◆ 民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）：判断能力が不十分な人を必要な支援につなぎます。</li> <li>◆ 社会福祉協議会：福祉サービスの利用支援「地域福祉権利擁護事業」や身体・知的・精神の障害により、自分で財産の保全が困難である方などの「財産保全サービス」、「成年後見制度利用支援事業」、福祉サービス利用に関する「苦情対応」などの支援を総合的・一体的に行います。</li> <li>◆ 区：区民の権利が守られるよう、適切な政策を立て、各主体者の活動の支援等に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 判断能力が不十分な人の権利擁護事業や成年後見制度について、多くの区民が理解し、必要な人が利用しています。</li> <li>◆ 社会貢献型後見人（市民後見人）が育成され、活動しています。</li> <li>◆ 社会福祉協議会（すみだ福祉サービス権利擁護センター）が実施している苦情相談、苦情調整委員会が、よく知られ、適切に利用されています。</li> <li>◆ 高齢者・障害者・児童における虐待防止ネットワークの機能強化により、虐待防止・早期発見・当事者の支援等に迅速な対応が行われ、高齢者・障害者・児童の権利が擁護されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 成年後見制度の利用支援</li> <li>◆ 社会貢献型後見人の育成・支援</li> <li>◆ 権利擁護相談</li> <li>◆ 地域福祉権利擁護事業</li> <li>◆ 福祉サービスに関する苦情受付</li> <li>◆ 精神障害者への退院促進支援（再掲）</li> <li>◆ 高齢者に対する虐待防止</li> <li>◆ 障害者に対する虐待防止</li> <li>◆ 児童に対する虐待防止</li> </ul>

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">2</p> <p>区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する</p>	<p>(3) 福祉サービスの量と質を確保する</p>	<p>福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択し、利用しています。</p>	<p>福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択できるよう、サービスの質と量を確保し、適切に選択・利用できるようにします。</p>
	<p>(4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する</p>	<p>貧困により日常生活に支障をきたすことがなく、誰もが自立した生活を送り、また、自立をめざして前向きに暮らしています。</p>	<p>地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者を支援します。</p>



各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：地域の課題を解決するための活動に協力・参加します。</li> <li>◆ 地域団体：得意分野を活かし、区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）：専門性を発揮して、質の高い福祉サービス事業を提供します。／区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。／サービスの担い手の研修や活動・サービスに対する評価を通じて、活動・サービスの質の確保に取り組みます。</li> <li>◆ 社会福祉協議会：地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進します。／地域の課題を解決するために必要な新たな活動やサービスの研究・開発に取り組みます。</li> <li>◆ 区：福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択できるシステムの整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 福祉サービス事業者が、福祉サービス第三者評価制度等の外部評価を受けています。</li> <li>◆ 第三者機関による評価制度がよく知られており、サービスの選択に適切に利用されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ すみだハート・ライン 21</li> <li>◆ ミニサポート事業</li> <li>◆ ファミリー・サポート・センター</li> <li>◆ 福祉サービス第三者評価制度の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：区民一人ひとりが、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。</li> <li>◆ 地域団体、福祉施設（事業者）：生活困窮者が自立した地域生活に戻れるよう、もしくは続けられるよう支援します。</li> <li>◆ 区、社会福祉協議会：生活に困窮している区民への生活相談を実施し、生活保護や貸付等、必要とする支援を実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域団体等と区との連携・協働のもと、生活保護受給者が地域の一員として充実した生活を送ることをめざす、社会生活の自立支援の充実が図られています。</li> <li>◆ ホームレスや経済的に困窮している人が、孤立することなく生活をしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 療養資金・高額療養費の貸付</li> <li>◆ 私立高等学校等入学資金の貸付</li> <li>◆ 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム</li> <li>◆ 被保護世帯の高校進学等支援プログラム</li> <li>◆ 元ホームレス被保護者自立支援プログラム</li> <li>◆ 母子自立支援プログラム</li> <li>◆ 生活福祉資金貸付事業</li> </ul>

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3</p> <p>区民の積極的な地域活動を進める</p>	<p>(1)福祉の施策や活動に関する情報を伝える</p>	<p>誰もが地域福祉に関する施策や活動についての情報を、必要に応じて得ることができるようになっています。また、知ってもらいたい人に情報が伝わっています。</p>	<p>地域福祉に関する施策や活動についての情報が、その情報を必要とする人や、それを知れば活動に参加したいと考えている人に届くよう、各主体が多様な手段で伝達に努めます。</p>
	<p>(2)地域福祉に関する学びあいを推進する</p>	<p>地域福祉への理解と関心が各世代において高まっており、ボランティア活動などに参加する人が多くなっています。</p>	<p>地域、企業、社会福祉協議会、教育委員会などの各主体が連携を図り、子どもから高齢者までの各世代において、さまざまなテーマで福祉教育を推進し、区民の地域福祉への理解・関心とボランティア活動などへの参加を促進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：地域福祉に関する施策や活動についての情報を積極的に入手し、地域福祉についての理解を深めます。</li> <li>◆ 地域団体、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会：自身がもつ情報発信手段を活用して、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知活動を推進します。</li> <li>◆ 区：区民や地域団体等が地域福祉活動を行っていくために必要な情報を積極的に提供していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 必要な人や知ってもらいたい人に、地域福祉に関する施策や活動の情報が概ね周知されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区の施策情報の発信</li> <li>◆ 社会福祉協議会の活動情報の発信</li> <li>◆ 民生委員・児童委員活動の発信</li> <li>◆ （仮称）地域福祉・ボランティアフォーラムの開催</li> <li>◆ 地域福祉に関する情報の発信</li> <li>◆ 「すみだ・ボランティアの日」の啓発</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：福祉教育の機会に積極的に参加し、地域の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を解決する行動力を養います。</li> <li>◆ 地域団体：活動を通じて、区民の福祉意識の啓発や体験を通じた学習機会の提供を進めます。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）：施設の地域開放など、区民が福祉を身近に感じられる機会を積極的につくります。／地域のボランティアや小・中学生等の体験学習等の受け入れを促進し、体験を通じた学習機会を提供します。</li> <li>◆ 社会福祉協議会：学校との連携を強化し、小学校から高校まで、学校における福祉教育を推進します。／各種講座や体験プログラムの開催等を通じて、区民の福祉に対する理解と関心を高めます。／地域の関係機関・団体等との連携・協働により、福祉教育プラットフォームの形成を推進します。</li> <li>◆ 区：区立学校の教育プログラムにおいて、社会福祉協議会などと連携して、福祉教育を推進します。／福祉教育プラットフォームの形成を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域福祉への関心が各世代を通じて高まっています。</li> <li>◆ 身近な福祉課題について、関係する区民や機関が集まり、解決にむけて取り組むことにより、区民同士が学びあい、地域福祉の担い手として成長していける場（福祉教育プラットフォーム）が設けられています。</li> <li>◆ 各世代を通じた段階的、継続的な福祉教育プログラム体系の構築により、年齢層や経験に応じて、多様な福祉教育が受けられるようになっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施</li> <li>◆ 小・中・高等学校での「ボランティア協力校」の推進</li> <li>◆ 小地域福祉活動への区民の理解促進</li> <li>◆ ボランティア育成プログラムの充実</li> <li>◆ 課題別プラットフォームの形成促進</li> </ul>

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3 区民の積極的 な地域活動を進める</p>	<p style="text-align: center;">(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する</p>	<p>地域福祉活動に継続的に携わる人が地域に豊富にいます。</p>	<p>民生委員・児童委員やボランティアセンターの登録者などが十分に活動できるように、地域全体で支援します。また、町会・自治会などの小地域で福祉活動を担う人材を育成・支援します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：自らの知識や経験を活かして、できることから地域福祉活動に取り組みます。／民生委員・児童委員について理解を深め、その活動に協力します。</li> <li>◆ 地域団体：イベントや講座、地域の行事の開催などの活動を通じて、地域福祉の担い手となる区民を発掘し、活動につないでいきます。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）：事業や活動へのボランティア受け入れなどを通じて、ボランティア等の地域福祉人材を発掘・育成します。</li> <li>◆ 社会福祉協議会：各種講習講座等の開催を通じて、幅広い世代のボランティア確保・育成を推進します。／学校と連携して、次代の地域福祉の担い手となる生徒・学生のボランティア活動を促進します。／小地域福祉活動に取り組むグループを育成します。／小地域福祉活動を実践する人の中から、その活動の核となる小地域福祉活動のリーダーを育成します。</li> <li>◆ 区：民生委員・児童委員に関する支援やPRを行うとともに、社会福祉協議会をはじめとする地域団体の事業・活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域における民生委員・児童委員の存在意義や重要性が広く周知されています。</li> <li>◆ ボランティア活動の参加促進が図られ、地域福祉の担い手が増えています。</li> <li>◆ 地域で福祉活動を担う人など地域福祉の推進役となる地域福祉活動コーディネーターが育成され、地域で活躍しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民生委員・児童委員活動の支援</li> <li>◆ ファミリー・サポート・センター（再掲）</li> <li>◆ 子育てサポーターの育成</li> <li>◆ 学校内のコーディネーターの養成</li> <li>◆ ボランティア育成プログラムの充実（再掲）</li> <li>◆ シニア世代のボランティア活動の参加促進</li> <li>◆ コミュニティワーカーの配置</li> <li>◆ 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成</li> </ul>

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3</p> <p>区民の積極的な地域活動を進める</p>	<p>(4)地域活動を活性化する</p>	<p>より多くの区民が地域活動に参加し、地域で活躍しています。</p>	<p>地域活動に多くの区民が参加するよう、地域全体で推進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：町会・自治会活動など、地縁型の活動への理解を深め、積極的に参加します。／ボランティアやNPO等が行う地域活動に協力・参加します。／活動の場の提供、募金や寄付等により、地域活動を支援します。</li> <li>◆ 町会・自治会等、地域団体：地域の住民に町会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組みます。／町会に属している住民とマンション等の自治会に属している住民間の交流や情報交換を推進します。／さまざまな地域活動を主体的に実践・推進します。／地域団体間や福祉施設等の関係機関との交流や連携を促進します。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）：施設の専門性を活かして、地域活動に取り組みます。／活動の場の提供や施設備品の貸し出しなどにより、地域活動を支援します。</li> <li>◆ 社会福祉協議会：ボランティアのコーディネート機能を充実し、住民活動やボランティア活動を促進します。／地域団体、福祉施設等が交流や連携できる機会をつくります。／それぞれの地域の実情にあった活動プログラムの提案や、活動の場の提供等を通じて、地域福祉活動を支援します。</li> <li>◆ 区：地域活動に多くの区民が参加するよう支援・促進事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町会・自治会活動に参加している人が多くなっています。</li> <li>◆ 地区ごとに町会とマンションなどの集合住宅との交流・相互支援が進んでいます。</li> <li>◆ お祭りなどの地域イベントや地域の防火・防犯活動などの活動が活発になっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町会・自治会活動の支援</li> <li>◆ 町会・自治会における地域福祉活動の推進</li> <li>◆ ボランティア活動に対する支援</li> <li>◆ NPO活動の支援</li> <li>◆ 区民活動センター（仮称）の整備</li> <li>◆ 企業のボランティア活動の参加促進</li> <li>◆ 介護支援ボランティアポイント制度</li> <li>◆ 魅力ある公園花壇づくり</li> </ul>

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">4</p> <p>区民が地域で 支えあい・助 けあうしくみを 確立する</p>	(1)日ごろからの地域のつながりをつくる	困ったときに相談したり助けてくれる人が地域にいるような、縁のある社会を取り戻しています。	あいさつや声かけなど、日常の行いを通じて近隣住民との関係を築き、その輪を広げていくことで、地域とつながりがある人を増やしていきます。
	(2)地域における見守り活動を推進する	区内の全地域で、高齢者や子どもなどの要援護者などに対する見守りネットワークが構築され、地域で孤立している人や家庭がいなくなっています。	地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を整備し、その活動内容を地域住民に周知します。また、町会・自治会などの小地域での地域見守り活動を推進し、重層的な地域見守りネットワークを構築していきます。
	(3)地域をつなぐ協働のしくみをつくる	地域課題に応じて関係者・機関が集まり、話しあいながら連携・協働していく場(プラットフォーム)が形成され、課題解決にむけた活動をしています。	地域で活動しているさまざまな個人、団体が、地域課題の解決にむけて連携・協働していく場(プラットフォーム)づくりを推進していきます。



各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：あいさつや声かけを積極的に行って、困ったときに助けあえる隣人関係を築きます。</li> <li>◆ 町会・自治会等：小地域福祉活動等、地域の実情にあった福祉活動を推進します。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）：地域の方々が気軽に集まれるようなイベントを実施します。</li> <li>◆ 区、社会福祉協議会：近隣住民がつながりをつくる取り組みを支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域においてあいさつや声かけが、より広く、頻繁に行われるようになっていきます。</li> <li>◆ 小地域福祉活動がより多くの地域に広がっています。</li> <li>◆ 新しい住民と従来からの住民の交流が進んでいます。</li> <li>◆ 学校や児童館など地域の身近な施設を中心にした小地域の交流が進んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「すみだ やさしいまち宣言」の推進</li> <li>◆ ふれあいサロン</li> <li>◆ おもちゃサロン</li> <li>◆ 小地域福祉活動推進地区の拡大</li> <li>◆ 小地域福祉活動の実施マニュアルの活用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民：手助けや支援を必要とする方を認識した場合は、日常生活の範囲で見守りを行います。／異変を感じた場合は、高齢者みまもり相談室やその他の福祉関係施設に情報提供を行います。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）：区民から情報提供を受けた場合は、高齢者みまもり相談室や区への橋渡しを行います。</li> <li>◆ 区、社会福祉協議会：区は社会福祉協議会と、見守りネットワークを構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域包括支援センターの区域ごとに、高齢者みまもり相談室が整備されています。</li> <li>◆ ふれあいサロン活動や小地域福祉活動が、多くの地区で行われています。</li> <li>◆ 高齢者みまもり相談室や子育て支援総合センターと小地域福祉活動などの地域活動との連携により、全区的に地域の見守りネットワークが整備されています。</li> <li>◆ 区民の見守り意識が高まっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者みまもり相談室（再掲）</li> <li>◆ 子育て支援総合センター（再掲）</li> <li>◆ 要保護児童対策地域協議会の機能強化</li> <li>◆ 閉じこもり・うつ予防</li> <li>◆ ふれあいサロン（再掲）</li> <li>◆ ミニ・デイサービス</li> <li>◆ 会食</li> <li>◆ 多様な小地域福祉活動の展開</li> <li>◆ 小地域福祉活動間のネットワークづくり</li> <li>◆ 障害児の社会参加と家族への支援（再掲）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民、町会・自治会、地域団体：地域における福祉課題解決にむけたプラットフォーム形成の主体となります。</li> <li>◆ 福祉施設（事業者）：プラットフォームの一員となり、専門的な意見、過去の実例など、地域における課題解決にむけた支援を行います。</li> <li>◆ 社会福祉協議会：地域の課題に応じたプラットフォームの形成を推進します。</li> <li>◆ 区：地域プラザや区民活動センターなど、地域課題を協議する場を整備します。／地域の課題に応じたプラットフォームの形成を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 協議の場の整備が進んでいます。</li> <li>◆ 地域の課題に応じたプラットフォームの形成が進められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 協治（ガバナンス）の推進</li> <li>◆ 地域プラザ・地域ふれあい館の整備</li> <li>◆ 区民活動センター（仮称）の整備（再掲）</li> <li>◆ 課題別プラットフォームの形成促進（再掲）</li> </ul>



---

## 墨田区地域福祉計画

～みんな(協治)でつくる人にやさしい福祉のまち～

概要版

平成 23(2011)年 3 月

発行 墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL(03)5608-6150 FAX(03)5608-6938

編集 墨田区福祉保健部厚生課

---